

花巻市まちづくり基本条例策定委員会（第7回）【記録】

日 時 平成20年2月1日（金）午後2時～午後4時
場 所 花巻市役所本館3階 議会委員会室
出席者 委員9名（欠席2名）
内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議 策定委員会条例素案について
4 市長への提言について
5 閉 会

事務局(佐藤地域振興課長補佐) (本日の出欠席の状況を確認後、第7回策定委員会の開会を宣言。)

議 長 (高橋委員長) これから花巻市まちづくり策定委員会の第7回を開催致します。パブリックコメント以降、1月18日に第4回の策定委員会を開催致しまして、それからわずか半月の間で4回というハードスケジュールでして、特に今週は、月曜日にこの会議を開催して、今日が7回目ということで、委員の方々だいぶお疲れかと思えますけれども、市民のために最後の頑張りをお願いしたいと思っております。今日は最終回ということですので、来週の月曜日、2月4日に花巻市長に答申をする条例の素案を取りまとめたいと思っております。

今日のスケジュールですが、最初にこれまで4、5、6回とパブリックコメントの意見を1件1件検討して修正した素案について、再度確認をしたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) それでは、最初に、前回意見がまとまったところにつきまして確認をさせて下さい。第11条までは、この前の回で終わっておりますので、こちらの資料のほうには何も書いておりませんので、第12条以降になります。第25条の請求等のところでございますが、第3項の「発議」という言葉を「実施する」というふうに訂正、第4項「市長は、第1項から第3項まで」というところを「市長は、第1項又は第2項」と訂正されたものを策定委員会素案というかたちで載せさせていただいております。

議 長 欠席された委員の方もいらっしゃいますので、どういう経過でこうなったのかという変更の理由について、簡単に説明をお願い致します。

事務局(菊池地域振興課長) それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。前は「発議する」という文言でございましたが、「発議」という言葉は、議員が発議権、いわゆる議案を提出するといった一般的な意味に解されるというおそれがありますので、ここはそういうことではなくて、市長も住民投票条例を自ら実施できるという趣旨でございますので、誤解を招く文言ではなく、明確に、市長も住民投票を実施することができますという表現にあらためたいというものでございます。

それから、第4項の書き方でございますが、前は「市長は、第1項から第3項までのいずれかの場合」というふうにございました。第3項で市長は住民投票を実施するというところでございますので、第4項については、第1項又は第2項の規定いずれかの場合に第3項をはたらかせるというものでございます。

議 長 若干補足しますけれども、これは前回は議論しましたが、要するに常設型の住民投票制度をつくるということにして、住民投票条例をこれからつくるわけです。そこで、いわゆる三者発議制と言いまして、住民と議会と市長の三者が発議出来ます、提案できますということ。それで、住民の場合には、ここにあるように第25条第2項で、

18歳以上の投票資格者の6分の1の連署をもって請求をする。議会については、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案して、議会で過半数の賛成を得た場合に議会発議、請求をする。問題は市長でして、市長については、ここに書いてあるとおり、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を実施できます。ですから、議会の同意を得ないで、市長の意思で出来ますということなのです。「発議」というのは、今、説明もあったのですが、議案を提出するという意味でして、厳格に言うと市長が発議をするというのは、住民投票をするということ、議会に同意を求めるということになってしまっていて、市長の住民投票の実施権を制約するというような規定になりますので、ここではあくまでも、市長は実施をするというふうに前回の議論で変更したのです。ということで、ご了解をいただきたいと思います。

それから、その次、前回の6回目の委員会の最後のところで、前文の文言の「結い」を、当初はパブリックコメント用素案の「「結い」とよばれる相互扶助の精神」とあったのですが、それを一旦「結い(相互扶助の精神)」としてしまっていて、それから、イーハトーブにしても説明があるということで、「イーハトーブ(理想郷)」となったのですが、この前者の「結い(相互扶助の精神)」とすると、かなり結いが強調されてしまうというような指摘があったのです。それから、「イーハトーブ」を「理想郷」と同じとする規定については、そういった意味ではないという指摘があったと聞いておりまして、これをどうしようかというのが宿題だったのです。それについて、事務局のほうでどういったお考えなのか、ご説明をお願いしたいのですが。

村井地域振興
部長

「結い」のところは、趣旨は素案のところでご議論でここからスタートはしたのですが、いろいろ議論した結果、元へ戻ったのではないかなと思っております。この右側の欄のような「結い(相互扶助の精神)」としてしまっていると、結いのほうが素案よりも強調されてしまうので、その時にご議論とちょっと違ってきてしまったかなと思っております。これは、元へ戻されてはいいかかと思っております。素案の通りではいいかかと思っております。イーハトーブの実現につきましても、理想郷がそういうお話がありましたので、もう一度繰り返してお話しますと、理想郷というのは、手が届かないところにあるものというような受け方をされるのだそうです、宮澤家の方々は。そういうことで、そうではないということで、お考えが統一されているようですので、であればこれは、元へ戻しまして、カッコを取ってもよろしいのではないかなというふうに考えております。

それから、もう1点、私のほうから3行目のところ「畏敬の念」というところ、子どもたちには難しいのではないかなというお話を致しました。前回の会議が終わったあとで、照井校長先生とお話したのですが、子どもたちにとってこういう言葉を勉強する機会があっても良いのだと、「あれっ」と思って調べてみる。それで分かってもらえれば、そのほうがかえって良いのではないかなというお話をいただきましたので、これは原文のままでもよろしいかと思っております。

議 長

藤田委員、いかがですか。特に今の「結い」の点等含めて、前にご指摘があったのですけれども。

藤田(公)委員

2回ほど欠席を致しましたので、理解しているのかどうかということもありますけれども、実際のところ「結い」の部分につきましては、最初に申し上げた通り、地域の方たちがどういうふうに見るのかということがポイントになるのかなと思っておりますので、その強い、強くないというところにつきましては、第三者的に見て、強く出ているなという気は致します。ですから、元に戻されたほうが読んでいるところでは、さらっと流れて「結い」についてご自分でいろいろな価値観、お考えというのが、市民さんにとって湧いてくるのではないかなというふうに思いますので、その解釈をしていただいたほうが良いのではないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

丸山委員

今さら変えるのも申し訳ないのですが、まず今の意見に賛成です。「結い」という概

念を出しておいて、その概念はくるわない範囲でほとんど皆さんは共通認識あるだろうと。年齢層、暮らした環境によって個々の解釈はあるけれども、それも少しずつれてくるのも良いのかということで、原案に近づきたいなと思うのと、人と人のつながり、結いと呼ばれる相互扶助の精神。人と人とのつながりを大切にするという、個人と個人という縛りではなくて、地域の繋がりとしたほうが、結いという概念だと良いのではないかなと。それで、人と人という、非常に固定的なものになってくるような気がするので、「結い」というのは、地域の中での協力体制、協調体制、お互いの扶助体制ということなのだろうと思うので、個人とのつながりを大切にするというよりは、地域のつながりを大切にするというふうに、今変えたほうが良いと思ってしまいました。新しい提案です。地域一体としてと捉えたほうが良いのかなという提案です。

議長 逆に、地域のつながりとなると、地域共同体に縛られるというような若干誤解があるのではないかと。人と人とやんわり書いたほうが、解釈の違いもあるでしょうけれども、どうでしょうか。

村井地域振興部長 抵抗のある方々は、やはり昔の地域共同体を思い出しますということです。

佐藤(建)委員 前文は、条文ではないから、やんわり系で良いと思うのです、厳密に表現するよりも。だから、パブリックコメント素案のままでよろしいと思います。それからもう1つ、「畏敬の念」というところですね。ここ、ちょっとかたいと思うのです。他の文章がみんなやわらかい調子できているのに。例えば「自然を敬い」というふうにしたほうが、前後関係がやわらかくなる気がします。

議長 例えば「先人たちは、自然を敬い」といった表現もあるかもしれませんが。なるべく前文はわかりやすいというか、誰でも読んでわかる、よく言えば中学生でもわかるということを目指していくのですが、確かに「畏敬」は難しいかもしれません。どうでしょうか。若干意味は違ってくるのですが。

丸山委員 では、「おそれうやまい」としてしまえばどうですか、平仮名で。

議長 「おそれうやまい」という表現は逆にどうでしょうか。少し表現としては、「おそれうやまい」というのはいかにも「畏敬」をそのまま書いたという気がするので、ナチュラルな表現にしたほうが良いかなという気がします。私「畏敬」でも良いと思うのですが、ただ今おっしゃったような指摘もあるということです。

丸山委員 簡略化するということが伝わりやすいということにつながるのですけれども、でも簡略化するということで、本質をずらしてしまったら、ちょっと問題だと思うのです。自然というものを敬うという尊敬の念、尊ぶそれだけではないのだと。やはりもっともっと精神的に、日本人的なシャーマニズムまでいくつもりはないけれども、もう1つそういうところが入ってほしいなと。逆にイーハトーブという概念自体が非常に抽象的な概念だし、恐れ敬うということ、それぐらいの響きを残しておいたほうが私は良いだろうと思います。

議長 今、3案出まして、原案通り「畏敬の念」それから、それを「おそれうやまい」ということと、それから「自然を敬い」とあったのですが、どうでしょうか。

藤田(康)委員 一つ一つの言葉を考えると、またいろいろな意見が出てくると思いますので、素案通りで私は良いと思います。

赤津委員 私も素案通りで良いと思います。

- 藤田(公)委員 私も「畏敬」を使ってよろしいかと思ひます。
- 議 長 それでは、委員の多数意見ということで、素案通りで「畏敬」にしましょう。「結い」も素案通りに元に戻すということで、イーハトーブについては、先ほど説明あったとおり、理想郷というのはあえて定義をしないということで。
- 村井地域振興部長 市民の歌でも、市民憲章でも、イーハトーブのままで使っていますよね。
- 丸山委員 解説のほうもなしですか。解説ではいるのでしょうか。ドリームランドとか理想郷という概念。
- 村井地域振興部長 宮澤賢治の注文の多い料理店の出版のときのチラシの中で、ドリームランドなのだよと書いてあるのです。ただ、チラシも昔の言葉で書いてあって、そのままは使えないかと思ひます。
- 丸山委員 これは、日本人の文学としてみていいのではないですか。そこまで、宮澤賢治個人に拘られてしまうと、文学というものが専有化されてしまうのではないかと。
- 議 長 それでは、前文についての逐条解説のところ、イーハトーブについては解説を加えるという、最大公約数的なことですね。
- 村井地域振興部長 地域の会議、打合せの中でもこういう要望がありました。
- 議 長 それでは、その次のテーマなのですが、前回第6回の委員会で結論が出なかった大きな2つの争点として、一つはパブリックコメントの意見でも随分出ていたのですが、いわゆる条例の見直し規定を入れるか入れないか。前回私たちのほうからは、市民会議の最終提言の26条第1項を入れたらどうか。ただ、事務局はちょっとそれは厳しいということで、どちらかという、第15条市民参画推進委員会の所掌事務の中で、この条例の見直しを入れましょうということで、これ条例本体ではなくて、委員会の設置規則のほうでやりましょう。ただ、我々は出来れば、委員会の見直しの仕事を担保するために、条例本文に見直し規定を入れたいということで、これは結論は出なかったということです。
- それから、もう一点は第13条市民参画の手続きにおいて、1~5まで並んでいますけれども、これについてはもう一度再検討して、例えば市民会議を入れるとか整理したほうが良いといったようなことで、これも決着がつかなかったということで、まずは見直し規定について、どうしようかというところなのですが、いかがでしょうか。
- 再度確認しますが、市民会議提言書第26条の第1項で「市は、花巻のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じます。」こういう年限を切って、4年を越えない範囲以内でやるといったそういった年限が入っていませんということで、通常の見直し規定よりは緩やかな規定です。実はこのあと、第26条第2項、市民会議の提言では、年限は入っています。これぐらいはどうでしょうかということ、前回私のほうからもお願いしたのですが、再度ご回答、事務局からお願いします。
- 事務局(菊池)地域振興課長 それでは、要望事項いただきました点につきまして、お話をさせていただきますが、先ほど委員長からお話があったとおり、前回では、市民会議の最終提言である「市は、花巻のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうか市民参画のもとで」というのをご検討してほしいということでございました。事務局としては、この文言ですとなかなか受け入れることは難しいなというふうに考えております。その理由でこ

ざいますが、まずは、花巻市のまちづくりがこの条例に基いて行われているかということについては、まちづくりというと、全般を指すのですね。市の様々な行政行為から全ての政策の全般を指すと、そうなる、基本的には議会がチェックし最終的な決定機関の、この議会の上に置かれているイメージを受けるといことで、この表現の仕方ですとちょっと難しいなというふうに考えております。

議 長

今説明がありましたけれども、確かに宮古市の自治基本条例では見直し規定はないのです。宮古市は自治推進委員会という委員会をおいて、その委員会の所掌事務の中で条例の見直しをやるということ、そういう仕組みをもっておけば、あえて見直し規定はいらないと。事務局のお考えでは、第15条の市民参画・協働推進委員会をおきますと。条例本文では所掌事務を明記しないのですが、その設置規則できちんと条例の見直しを入れるのだから、そういう仕組みは担保されています。あえてわざわざ条例本文に見直し規定を入れる必要はない。かえって入れると、議会から反発されるというか、これはやはり憲法なのだから、あまり軽々やることではない。これは前から出ていて、そういう意見もあるということだったのですけれども、例えば、もう1段緩めて「条例の改正」という項目で規定を置いて、ちょっと参考にしたのが、我孫子市の自治基本条例にこんな規定があるのです。我孫子市も一応自治推進審議会という委員会を置くのですが、4年を超えない期間ごとに市長は、推進審議会の意見を踏まえて、この条例の体制を検討し、必要な場合は市議会に提案しなければなりません。我孫子市はこの規定を置いております、条例の改正と。やはり、4年という年限を切っているということですが、これを若干アレンジして「市長は市民の意見を踏まえて、この条例の改正を検討し」のような若干緩やかな規定が可能かどうか、そのへんはいかがでしょうか。

村井地域振興
部長

市民の意見を踏まえてということになりますと、どうやって踏まえるかという話になります。

議 長

そうであれば、先ほどの15条の市民参画・協働推進委員会の意見をふまえてというかたちで、一応条例の改正の条項を、例えば27条ということに入れ込んでおけば、条例本体でも今言った見直し、改正の方向性を担保できると、我々もかなり妥協しているのです。

村井地域振興
部長

市民の意見をふまえてという漠然とした規定ではなくて、同じようなことかもしれませんけれども、例えば「社会情勢の変化に対応して」といことで、条例の改正規定を入れることはよろしいのではないかなと事務局では思っています。

丸山委員

市民の声であっても、社会情勢の変化であっても、それはどちらでも良いです。要するに、この条例自体は誰かがどこかで、例えば議会が変えようとしたり市長が変えようとしたりすれば出来るのです、もちろん審議した上で。それも住民参加でやりましょうということになっている。では、ちょっとしつこい言い方だけれども、市民が2年後でも3年後にでも、世の中急激に変化したと、環境問題も人口問題も経済問題も。それでこの条例が社会情勢にそぐわないと。花巻にとつたらもっと、こういうアイデアがあるよと市民が発意した場合、その発意して条例を変えたいということは、どこに言っていけば良いのか。例えば、4年でも何でも見直しますよという規定があったときには、市長が見直してくれるのであれば、ぜひこういうことを意識してくれと。何とか委員会が見直すのであれば、ぜひこのことを考慮して見直してくれという提案が出来るのだけれども、少なくとも私が2年後、3年後に、こういう理由で見直したいというのは、誰に提言、上程するのか。逆にそういう仕組みがあるかどうかですね。

村井地域振興
部長

市民参画・協働推進委員会の規則の中に、まちづくり条例の見直しに関することという所掌事務を置く予定でございます。ですから、推進委員会が市民の意見の受け皿

になることが出来ると思います。一方で、条例の改正の条文の中で、一つは、その推進委員会からの意見というものも当然ある。その他に市からの発議であったり、議会からの発議であったりもありうるということで、どれかに絞るような規定ではなくて、そこを包括的に「社会情勢の変化等に対応して」と表現をしておきたいと思っております。そして、市民の側からの発議というのは、推進委員会が代表して受けとめてくださるということで、いかがでしょうか。

議 長 今の部長さんのご意見ですと、こういった条文になるのでしょうか。

村井地域振興部長 「市長は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じこの条例の改正を検討するものとします」。

議 長 そういうかたちで、若干「市民の提案により」や「市民の意見により」、「推進委員会の提言により」というよりは、もう少し広く、多少曖昧になってはいるのですが、一応、改正なり見直しの根拠規定は、そういうかたちで入れることは可能であるということが事務局の意見ですが、いかがでしょうか。全く入らないよりは、前進ではないかということで。

丸山委員 例えば、社会情勢に必要な応じとしておいて、必要に応じの「必要」が社会変動であったり、花巻市の変化であったり、市民の要求であったりという解釈になりませんか。要するに、市長が必要に応じて見直しますと、言葉簡単に言えば、その必要は何かといえば、社会の変化するかもしれないし、議会かもしれない。

議 長 ということは、「社会情勢の変化」はむしろ「必要に応じ」ということですね。

丸山委員 広くとられるということです。市民の要求も、当然理不尽な要求はないはずだから、いろいろな意味で民主的な判断からの要求でしょうから、必要に応じという概念で括っておくという変更意見です。

村井地域振興部長 「市長は必要に応じ」という条文も検討しましたが、それでは、あまりにも漠然としているという解釈です。

議 長 私、間をとるわけではないのですけれども、全く前回の雰囲気は、見直し規定は入らないという状況でしたので、やはり今言った、市民の意見とかそういったことからすると、若干不満は残るのです。しかも漠然としているのです。「社会情勢の変化等」というのをふまえて改正を検討するという規定であっても、私はとりあえずよろしいのではないかと思います。また、規定自体をいずれ変えても良いわけですから、まずは、そういうことが一つの前進だろうということで、ご理解いただきたいと思えます。それでは、次のもう一点です。これも大きなポイントですけれども、先ほどの第13条「市民参画の手続」です。これは、審議会等、意向調査の実施、意見交換会の開催、パブリックコメントの実施、その他。そこから2つ以上の方法をとるという規定なのですけれども、これについてはもう少し、踏み込んだ参画の手法があるのではないかと。例えば、市民会議とかということで、ここについてもう少し、整理をしていったほうがよろしい。そうでないと、来年度からスタートする市民参画制度で、まさに骨格になる部分ですので、私のほうからは、是非「市民会議」を入れていただきたい。市民会議と審議会は、やはり違うのです。審議会はあくまでも人数が制限されていて、構成もだいたい決まっている。だいたい市長から出される案件を結局、注文をされて投書をするという受身の存在なのですが、市民会議はもっとオープンで、公募市民中心で白紙から案を検討するというところですので、まさにこのまちづくり基本条例も市民会議で最初の提言書をつくったというこういった実績を含めて、市民会議を入れたらどうかということをお前回提案したのですが、なかなかこれも事務局は、市民会議は通用しないということで、並行線だったのです。やはり「市民会議」は難しいですか。

事務局(菊池地
域振興課長

これも要望事項でございまして、いろいろ検討させていただきました。この「市民会議」というのは、いろいろ私も調べましたが先進事例にはないと、それから仕組みが一般化されていないということで、そういう表現は難しいのかなというふうに考えております。紫波町の例を委員長からお話ありましたが、最終答申を見ますと「つくろう委員会手続き」となったのです。さらに調べてみましたら、これは市民同士が学習しながら自由な議論により市民の意見の方向性を見出すことが出来るという目的だったので、ひょっとすると市民会議ではなくて、場合によっては「ワークショップ」という表現で、これを置き換えることは出来ないのかなというふうに考えたまいであります。

議 長

「市民会議」については最近、特に総合計画の策定にあたっての市民側の提案であるとか、こういった自治基本条例、まちづくり基本条例、市民参画条例といった条例をつくる際の提言をする際に、市民会議という比較的オープンな組織の設置をするというケースが増えてしまして、実際に「市民会議と地域創造」という本が出ております。そういったかたちで、市民会議という名称が急速に自治体の間で広まっているところです。市民参画条例の中で市民参加の手法として、市民会議というのをおいている自治体も随分あります。四街道市とか紫波町とかありますので、決してこれは特殊なケースではないと思うのですけれども、なかなかハードルが高いということです。

丸山委員

前回と同じような発言の趣旨となってしまうのですが、まちづくりの7つの梯子の話をしましたね。それで、今のレベルだと多分「懐柔」レベルだろうと。要するに市民の声、意見を聞きますが、最終決断は行政がしますよというところから一歩も出ていないのです。実は、いつ先にいくかというのが、この間から出てきた協働・参画のための条例をどうするかということも絡むのだけれども、とりあえずは、今の日本のあちこちの制度、状況として、市民は意見を言うだけに留まるだろうなと思うのです。最終的な審議、若しくは計画、プラン等は、行政が行ってそれが議会と。議会は市民の代表だよという流れは変わらないだろうと思うのですけれども、ただしここで市民参画の手続きという、参画というのをどう解釈するかというと、一緒に考えましょうということですよ。一緒に協働でプランニングしましょうということですよ。それで、そのプランが良いか悪いかという判断を誰がするのかというと、最後は行政のプロで良いと思うのです。それから、最終的な結論は議会でも良い。だけど、A、B、C、Dでまず行政がAというプランを出してきた。では、市民がBというプランを考えた。そのBというプランを考える場所がこの中であるかどうかなのです。最終判断は、議会であり、その専門的判断なのです。今のレベルだと、ここで書いてある意向調査とか意見交換。それで、意見交換という中にそのワークショップも含まれますよという多分解釈だと思うのだけれども、現在行われているワークショップというのは、非常にレベルが低いですね。ほとんどどこでやっても、なるべく皆さんの意見が出しやすいようにチームをつくる、グルーピングをする。それでそれなりの道具を使うと。それで、皆さんの意見を出していただきましたと、そのためにやっと四苦八苦して、ワークショップというかたちが今広がりにつつあるだけであって、逆にワークショップをやったから悪くなってしまう部分もある、実際問題として。ワークショップ自体、非常に難しいのだけれども、このワークショップというのを、では何なのかと言ったときに、専門家をちゃんと入れますとか、公平なプランを何案か出しますとか。それで、市民が言ったかたち、市民から出された正当な意見はどんどんプランの中に組み込みますと。そういう仕組みがあれば良いのです、この中に。今、ここだけ書かれていると、前回も言いましたけれども、いろいろなかたちで意見を聞こうという手法は、この条例をつくらなくても、既にあるわけで、それよりもう一つはっきりレベルが上がっているような表現なり何かがここで欲しいと。私は最高の姿としてコンセンサス会議まで持ち出してしまったけれども、そこまでは要求しませんけれども。そう意味で、市民会議という言葉がまだ普遍化していない、例えばワークショップというのはこの3に含まれるとしても、ワークショップという言葉を使ったとするならば、

市民と行政、若しくは公平なプロと3者が一体となって、お互いに意見を出し合って代案をちゃんとつくる、正案をつくるかそういう行為が出来ますよということが入っていれば、まだ良いような気がするのです。

議 長

この問題は、第13条の1から4まで見ると、白紙から市民同士や市民と職員が意見交換し合いながら検討していくという手法が厳格に言うとは無いのです。審議会も行政が出してきた、たたき台を市民が答申する、意向調査もアンケートですので受身です。意見交換会も行政が提示した案について、その場で意見を出してもらって意見交換する。パブリックコメントも、行政の案に対して意見を書面で出すということですので、白紙から検討する、議論し合いながら方向性を見出すという手法がないのです。それを「市民会議」か、もっとくだけて「ワークショップ」というあたりかと私は思うのです。私は、ワークショップと市民会議は同じではないので、ワークショップは市民会議の運営手法の一つでしかないと思いますので、本当は市民会議が望ましいし、先ほど紫波町の例を挙げましたけれども、紫波町は最初、審議会と違って市民会議を置こうとしたのです。紫波町らしさを出そうと。紫波町では「図書館をつくろう委員会」とか「参画条例をつくろう委員会」という市民会議あったので、「つくろう委員会」方式でいこうということをして「参画条例をつくろう委員会」で提言したのですが、結局は議会に出す最終提案で不適切だということで、市民会議に戻ってしまったといった経過がありました。

丸山委員

結局、何をやりたいかということ、具体的に言いますと、大迫で3年前ぐらいに役場庁舎をつくりました。今、東和でも出来ています。役場庁舎の計画が出たときに、市民参加でやりましょうとあって、既成の委員会が出来ました。その中でもまちがコンサルにやらせたプランよりは小さくするべきだという意見が出たのです。合併の話も出ていた、3年後に合併がほぼ決まっていた。だから、もっと少し小さくていいのではないかと。8億かかるところを6億ぐらいになるのではないかと。ある程度専門的な意見もその中で出て、もう少し小さくして検討してくださいという意見が出るのだけれども、実はどんなに出ても、今の職員数で平方メートル換算するところになります、議会があれば議会の控え室も要ります、議員たちがくつろぐ場所も要りますみたいな話になっていくと、結局、市民が1年間かけてどんなアイデアを出そうか、どんな修正案を要求しようか、それはことごとく削られていったのです。それで、出来てみたら、あんな大きなものが出来てしまって、合併もしてしまって、実は合併前に役場の職員自体、その計画に携わっていた人間自体が、これはやはり大きすぎるなというふうに平気で言っているわけです。要するに、そういうことを避けたいのです、我々市民は。そういうことで、夕張市をここで引き合いに出すわけではないけれども、これからはそういうものはたくさん起こってくる。多分、東和の建物もどうなのかと真面目にやったら、ひょっとしたら、市民はあの規模いらぬよと、多分、言っていたらと思うのです。だから具体的には、そういう市民の声を、今以上に具体的にプランニングに反映出来る、1ランクでも2ランクでも上にいかないと、すぐ条例をつくったからといって変わると思わないけれども、期待感がこの中にないと、これを一緒につくって、これからみんなで頑張ろうよという気持ちになれないのです。

議 長

議論は尽きていまして、要するに素案の段階から市民が参画出来る、そういった手法をここに入れたいと、その名称はどうあれ、市民同士が意見交換し合って、それをこういった策定委員会とかで検討してさらに庁内で検討する。最終的には、条例の場合には市長さんが議会に提案するし、計画の場合には庁内で決定するということです。ただしここに挙がっているのは、先ほども言いましたが、全部行政が案を出してそれに対して意見を出すという受身の参加ですので、やはり素案段階から市民が加わるというものをに入れていただければということなのです。

どうでしょう、平賀委員いかがでしょうか。

平賀委員

出来れば、市民会議の内容を入れてほしいと私も願っておりますが、なかなか折り

合いが見つからないということで、言葉の違いがあるのでしょうかね。

丸山委員 最初から市民と一緒に計画出来る方法がありますという一言があれば良いのです。

平賀委員 それは、ほしいと私も思いますけれども、市民会議という名称は入れたくはない。では、どこかのところに、市民も一緒に考えられるということを入れられないでしょうか。

村井地域振興部長 市民会議というのは、花巻市でも今回基本条例にあたって、初めて取り入れた仕組みでして、他の施策全般に導入するかといいますと、まだはじめたばかりで方向性が出ていないのです。それをここで先取りして書き込むというのは、まだ出来ない。将来はあっても良いかもしれないけれども、現時点では、ちょっと無理だということです。そして、ワークショップという言葉がありました。この13条の中にワークショップというのを入れて、解説で、市と市民が対等な立場で案を検討するのだという趣旨を書き込んではいかがでしょうか。

平賀委員 妥協案ですけれども、無いよりは良いと思います。

丸山委員 この部分を入れると、協働と参画とは何だといつも苦しむわけですよ。これは、国という場合も県という場合も、市という場合でも町という場合でも、参画は何かといったら、皆さんが口頭で説明される時は、計画段階から市民参加。設計段階も市民参加。それから実施段階も市民参加。それから評価も市民参加といっているわけですよ。ですから、それをここにに入れてほしいだけなのです。計画段階で対等な立場で、計画が立てられる会でもいいし、市民が初期段階に、計画段階から参加して事業なり計画を立てていく。そういう行為でも良い、会でも良い。それが1行あれば良いのです。全てそれを使うのではないのだというのが、ここにあるようにこの中の2つ以上を使いなさいということなのだから、全てにそれを要求しているわけではないのです。だから、役場庁舎のような問題のときには、是非、最初から入れてほしいと、だけど行政の判断でスムーズに行われるものは、どんどん率先して我々は口を出さないからやってください。そのくらいの理性は我々持っていますよ。

佐藤(建)委員 多分、今、部長の言われたことは、(5)に入るのかなと思うのです。市民会議を入れるか入れないかということは、時期的なものもあるからということなので、(5)を広く解釈すれば、ここに全てのことは入ってくるわけですから。但し、議論は尽くされているのですけれども、(1)～(4)は行政主導で市民主導ではないのです。今議論しているのは、市民主導のものが1つはあれば良いのではないかと。それは、(1)は全然別ですけれども、(2)は行政がつくれますよね、アンケートとか、何かの目的を持って。(3)も何かをやるための意見を市民から聞くという会です。(4)は個々の意見となります。そうすると、市民同士が話し合っ、一つの目的に向かって話し合いながら結論を出していくというものが無いのです。ここに公表されていない。だからさっき言ったように(5)を拡大解釈すれば、そこに入るのかなという気はするのですが、ただし、まちづくり基本条例の一番基本となる市民主体の参画・協働という、それからちょっと一歩退いている気がするのです。

藤田(公)委員 基本的にワークショップという言葉 皆さんどのように捉えるかというところなのですね。市民会議とワークショップを同じようなかたちで捉えるのは、ちょっと難しいのではないかなと思います。

丸山委員 市民会議、ワークショップというのは一つの概念であって、今、おっしゃった、市民が最初から直接、市民同士で議論しながらプランニングしていく、これをなんと呼ぶか。

藤田(公)委員 　ただし、ワークショップという手法なのです。どこまでいっても手法なのです。ですから、市民会議とワークショップと入れ替えとか、置き換えとかそういう言葉にはなりえない。そこで、何を入れるかというところなのですけれども、今のところ、市民会議にかわる言葉というのがあるのかどうか。表現にしても何にしても。皆さんどのようにお考えですか。

丸山委員 　逆にそれをおっしゃれば、ワークショップという言葉を使って、言葉自体は随分躍っているのですよ。1のレベルから10のレベルまでやっていることは、見せかけからかなりレベルの高いものもあります。岩手県をみても。これはかなり7点、8点いているなというワークショップもある。みるからにやらせもある。だから、ワークショップというものを入れたとすれば、解説のほうで、まさに初期段階から市民が入って行って、ちゃんと説明して、プロも入って、判断できる人もいて、公平に議論をしてプランニングをすると。それを専門的な判断も加えた上で、プランニングを決めていきますよというくらい説明すれば良いわけです。

藤田(公)委員 　説明しることができるか、というところになりますが。

丸山委員 　それは出来るでしょう。

議 長 　今、藤田委員が非常に大事な指摘をされまして、市民会議とワークショップは同じではないのです。ワークショップは、あくまで手法なのです。審議会や市民会議は場、或いは組織、或いは会議体なのです。手法とは違まして、市民会議でもワークショップを使わないやり方もあるのです。市民が自主表明すると。ですから、手法でワークショップと入れてしまうと、非常に危険性があるのです。イベント型の一発型のワークショップも入ってしまうのです。そこが曖昧な点があって、非常に悩ましいところなのです。本当は市民会議がすんなり入れれば、良いのです。

丸山委員 　そうなのです。私もワークショップを仕事柄商売にしていることもあるのです。ワークショップを反対したい場面もいっぱいある。まともな会議が一番良いのです。議長がちゃんとしていて、事務局もちゃんとしていて、委員もちゃんとしていて責任を持って意見を言い合える、これが一番良いのです。だから、ワークショップというのを下手に言葉を出してやらせてしまうと、シンプルなものになり得るから、だからそれが、市民会議が良いのかということです。それだとわかりにくくなってしまう。もう少し良い言葉はないですかということです。

藤田(公)委員 　私もワークショップの技法を取り入れているとやっていますので、そこがよく分かったうえで、ワークショップという言葉が、市民さんがどう捉えるのかということなのです。その読み取り方なのです。実際のところ説明を入れる上で、説明をどう読み取るのか。

丸山委員 　市民のほうが上ですよ。ほとんどワークショップに参加した市民は、不満を持って帰りますよ。

議 長 　参考までに、宮古市の市民参画協働検討委員会の市民参画条例の盛り込む事項では、市民参画手続きの方法で、審議会とアンケート調査とパブリックコメントと市民説明会とワークショップと、この中から一つ以上するというので、ワークショップに逃げています。私は市民会議を入れてほしかったと思います。

村井地域振興部長 　これはまだ市内のコンセンサス得たわけではないのですが、初期の段階から市民が主体的に参画する必要はあるのだという趣旨を生かすとすれば、条文はこのままにさせていただいて、第3条のあたりでそういう大きな読み方は出来ると思います。市は、この条例の趣旨を尊重するのだということで、まずは読めるだろうということで、第

12条の説明で、ちょっと説明文をご覧になっていただきたいのですが「参画と協働のまちづくりを進めるために、市民が市政に参画する機会を保障する」とここに書いてありますが、そこを「参画と協働によるまちづくりを進めるためには、初期の段階から市民が市政に主体的に参画する機会を保障することが必要となります」初期から市民が主体的に参画するのですよと。これを12条の説明で書き込むというのは、いかがでしょうか。

議長 それは前進です。13条を修正しないで(5)のその他に「市民会議」を含めるという案だと思うのですが、先ほど佐藤さんもこういった案もありますよと。ただし私は、市民会議は絶対に無理な状況であれば、私はやむを得ず、きちんと解説で説明しておくとかたちでワークショップを入れたいのです。これは私も満足する結果ではないのですが、やはりそこで一つ手法を、市民が素案段階から関われる手法ということで入れないと、今後の市民参画手続きについてマイナスになるだろうということで、今言った12条について解説の説明で入れていただいて、それから13条で例えば、(5)ワークショップ手続き、(6)としてその他ということで、解説できちんと今言った、丸山委員がおっしゃったような趣旨のことを書いていただくということで、どうでしょうか。

丸山委員 もう一つは、市民主体で検討出来る機会、それが実はワークショップということなのだろうと思うのです。ワークショップという言葉によって、いろいろとすり替わるのであれば、市民主体でプランニング、検討出来る、ちょっと良い言葉が出てこないのですけれども。

議長 それはワークショップの説明に入れて、市民同士で意見を出し合っていてって方向性を導いていくということを書いていただければ、最善の案ではないのですけれども、一つの行政主導型の市民参画ではない、市民が最初から関われるような手法が入るといって、それでいかがでしょうか。

村井地域振興部長 参考までに、都市計画法なのですが、今、地区計画という制度に限りなのですけれども、地域住民が案をつくって提案出来るというシステムがあります。それから、行政の案に対して、市民が案をつくって提案出来るという仕組みがございます。

議長 ただしそれは市民政策提案手続きといって、また違う手続きなのです。それは先ほど出ている、10人以上の連署をもって政策を提案する。行政は、それをふまえて採否を提案者に通知して公表する。これはまた違うものですので、誤解しないようにしていただきたいと思います。

ワークショップは、あくまで行政が提案するわけです。まちづくり基本条例を市長さんが制定したいと、原案は市民に任せましょうということです。市民政策提案というのは、それは全くなくて、市民のほうから課題を発見して、こういう政策を提案したいということですから、ワークショップとは違う手法なのです。これはむしろ、このあと4月以降の市民参画手続きのほうで検討したらよろしいでしょう。

ですからもう1回確認しますが、この13条で「ワークショップの実施」というのをに入れてください。解説できちんと、今言ったような市民同士で意見交換し合いながら、或いは市民の自由な議論を通して、方向性を見出していくという手法だということを書いていただきたいと思います。

だいたいこれで大きな論点2つをクリアしたということで、それではもう1回最初から条文をチェックしていきたいと思います。実は事務局のほうから、文言的にこれではちょっと法規が通らないという指摘がありまして、前文から逐条的にいくつか問題となる部分について事務局の指摘を伺いたいと思います。

その前にちょうど1時間経ちましたので、休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

議 長 それでは再開します。先ほど休憩前に話しました新しい対照表を基にして、主に文言の修正についてお願いします。

事務局(佐藤地 それでは、私のほうから説明させていただきますが、こちらの文言につきましては、先ほどお話をしていたところは反映されておりませんので、それはご理解の上進めさせていただきますと思います。

域振興課長補 まず、前文についてでございますが、中段より下のほう「そのために」という段落外のところがありますが「市議会、市の執行機関」というふうになってはいますが、このところを「市議会及び市の執行機関」というふうに変更したらよろしいかという部分でございます。理由は、法規文書の構成上、こういう場合、全部点でつなぐのではなくて、市議会の次は「及び」というふうなつながりに条例文の場合はつくっております。

村井地域振興 いくつか並ぶ場合には、点、点、最後には「及び」となります。
部長

議 長 今の点、いかがでしょうか。本当は「及び」というのは前文だから仮名にかえてほしいと私は思うのですが。滝沢村の環境基本条例は、前文でこれを全部やめて仮名にしたのです。そういうケースもあります。今回はなかなか難しいかもしれません。では、今の点はよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 ではその次にいきましょう。

事務局(佐藤地 第1条は「活力に満ち安心して暮らせる花巻市を実現することを目的とします」というふうなかたちで、パブリックコメント用素案からは変わっているところでしたが、以下「市」という使い方もございますので、ここにカッコで(以下「市」といいます。)と入れたらどうかということでした。

議 長 これは良いでしょう。では次をお願いします。

事務局(佐藤地 続きまして、第3条でございます。1条のところ以下「市」といいます。)としておりますので、3条の最初「本市」という部分を「市」というふうに変更ということではいかがかなということでございます。それと、3条のほうは、実は12条、市政への参画のほうと対比して見ていただきたいのですが、こちらとちょっとバラバラでございましたので、同じようなことに表現したいということで、当初は「まちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃に当たっては」という部分を「まちづくりに関する計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては」というふうに変更して、これが12条のほうをちょっとご覧いただきたいのですが、こちらのほうも「まちづくりに関する重要な策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては」というふうに変更したいということでした。

村井地域振興 計画の変更が入っていなかったのです。変更を加えるということです。
部長

議 長 ここについて、非常に条例的な「及び」「並びに」という市民からみると分かりづらい表現なのですが、あえてこういった表現をしたのは、パブリックコメントの素案ですと、「まちづくりに関する計画」は「まちづくりに関する」にかかる「計画」なので

すが、そのあとの「条例、規則」は「まちづくりに関する」にはかからない一般的な条例規則ということになってしまう、広すぎるということでもまちづくりにかかる、そういったかたちで変更した

わけですね。ただし問題があるのが、「まちづくりに関する条例」しか、この市民参画手続の対象にならないのかという、また大きな問題になってくると。例えば、市民参画条例で対象になっている条例というのは、今言った、まちづくりに関する、例えばまちづくり基本条例とかそういったものだけではなくて、環境基本条例だけではなくて、例えば「市民の権利を誓言し、義務を果す」のような市政条例も対象となっているのです。そのへんどうお考えなのか、そこなのです。単なるまちづくりに関する基本的な方向を定める条例で良いという場合がありますので、手数料を改正する条例などもあります。そのへんはどうでしょうか。

事務局(菊池地域振興課長)

その点については、11月12日に委員長からお示しがありました、該当になるものとならないものを整理しまして「市民参画の手続きの対象となる計画又は条例等は次に掲げるものとします」ということで、市の基本構想、それから市に関する基本的事項を定める条例の制定又は改廃。市民に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃。こういうことで、さらに市民の生活に重大に影響を及ぼす制度等の導入及び改廃。広く公共の用に供される施設等の設置に関わる計画の制定又は変更と。このあたりは、いずれ対象になるものであろうということ、我々も了承の上、これが一応考えておいたものでございますが、これについては、20年度に推進委員会を設置しますので、そこで詳しく決めていきたいなというふうに考えております。

議長

ということは、今おっしゃったことを、第3条第2項と第12条の規定ですね、少し矛盾する可能性もあって、要するに、ここでまちづくりに関するという両方かかってくる。細かい文言上のことで、すごく細かい思われがちなのですが、大事な部分でして、条例、規則等については、先ほど出たように、市民の権利を制限し義務を課すといったような条例まで対象とすると、まちづくりがもっと広がる。これは、解釈がすごく難しいのです。そのへんがどうかということなのです。

事務局(菊池地域振興課長)

そのへんも含めて、20年度のその委員会で決めていったら良いのではないのでしょうか。我々は、含めるという意味をもっております。

議長

これはそういった意味を確認した上で、こういうふうに変更するというふう理解してよろしいでしょうか。

丸山委員

とりあえず、まちづくりという概念は、非常に広い概念で使ってきているのですよね。だから、構造的なもの、それから制度的なもの。多分、規制、権利、義務も我々含めて解釈していたので。

事務局(菊池地域振興課長)

要は前のままですと、軽易なもの、緊急を要するもの、それから市税への賦課徴収、分担金、使用料、これらは、前は除外規定になっていました。これらも含めて解釈されるので、そういう意味では、ここはこのような表現にさせていただきたいと思うのです。

議長

特に市税関係ですね。そのへんの問題がかかってくるとおっしゃりたいのですね。今後、金銭関係に関しては、市税については確かに、どこの市町村でも変更の余地は少ないので、市民参画の対象とはならないのかもしれないけれども、手数料や使用料に関しては、これは場合によっては、市民参画手続きを踏まえるべきかもしれない。これは、おそらく今後、15条の推進委員会のほうで、4月以降、市民参画手続きを設計する際に、検討する事項かと思えます。

それでは、次いきましようか。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 続きまして、2章の見出しの部分でございます。2章、3章、5章、同じでございますが、花巻市の場合、1章1条の構成のような場合は、見出しを付けないというのがスタイルになっていますので、それに習おうかなということで、見出しの部分を取っておるということでございます。

議長 確かにそうかもしれませんが、全条文に見出しを付けたほうが見栄えが良いかなと、何でここだけ無いのか。

丸山委員 ダブるから取るということですか。

村井地域振興部長 章のタイトルと同じことになってしまうのです。

議長 1章1条のものに関しては、章のタイトルが条文のタイトルとなるので、見出しは付けない、花巻の法令のルールだということですね。

村井地域振興部長 章があって、それを何条かに細分する場合には、細分したごとにまた見出しを付けるのですね。ところが、大きな見出しで主になるので、ならばいらぬということですね。

丸山委員 参考までにお伺いしたいのですが、第2章の第4条が市の目指す姿であって、例えば第5条に市がやるべきことというのがきた場合に、6条、7条と増えていった場合、要するに同じ名前は付けない。

事務局(菊池地域振興課長) そういう場合は付きます。そういう場合は必ず見出しが付きます。

丸山委員 そういう場合は、ダブっていても付くのですね。これはただ1条であるからということですね。

事務局(菊池地域振興課長) そうです。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。そういうことで、3章と5章の小見出しは取ります。9条の「本市」という部分を「市」というふうに直しております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) それでは、第6章10条の部分でございます。第10条「市長等の役割と責務」で、「市長及びその他の執行機関は」というところがございまして、ここを「市長の役割と責務」というふうにはしてはいかかということでございます。10条を「市長は」というふうに申してはいかかということでございます。この考えにつきましては、市政を運営するというのは、市長は代表して統括しているということで、但し、この想いの中では、市長だけではなくて、教育委員会とかその他の行政機関の長についても、同じような気持ちを持って、行政を運営していただきたいという気持ちがあって、こういうふうな表現をしていたと理解しておりますが、市政を運営するというのであれば、やはり市長という言葉になるかと。但し、例えば説明解説文のほうに、「市長は住民によって選出された市政の運営の責任者として、この条例を遵守することを定めています。尚、その他の執行機関の代表者についても、市長と同様この条例を遵守することが含まれています」というふうな説明文のほうに、表すこととしてどうでしょうかという提案でございます。

議 長 今の点、いかがでしょうか。市長の役割を強調したいので、市長のリーダーシップとかよろしいのではないのでしょうか。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 続きまして、12条は先ほどお話したとおりでございますので、14条のほうをお話させていただきたいと思います。14条の2項でございます。「市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の」の「その活動」が何のという部分がございますので、「市民の活動の自主性及び自立性を尊重するものとします。」「その活動」を「市民の」というふうに修正してはいかがでしょうかということでございます。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 続きまして、第16条でございます。第16条の第3項「前項に規定する地域活動を行う団体は、当該区域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら行動するものとします。」というふうにございますが、ここで「当該区域」という言葉、「区域」というよりは「地域」というふうに直したらいかがかという修正と、「その他の組織」ということよりは、「市の執行機関等と連携しながら」という表現ではいかがでしょうかという修正でございます。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 続きまして、21条は「本市」という部分を「市」ということでございます。続きまして第24条、カッコの中ですが、「本市の区域内に住所を有する者をいう」ということでございましたが、「市内に住所を有する者をいいます」というふうに修正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 次、25条の4項。先ほど、第1項、2項までのいずれかのということでしたが、こちらは、「第1項又は第2項の規定による請求があった場合」というふうに修正するというところでございます。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 事務局からは以上でございます。

議 長 以上、事務局のほうから、前もって法規担当と協議をされて直したほうが良いという示唆をいただいて、提案された点について一応全部クリアされました。ということで、ほぼ全部、条例素案について検討しました。

佐藤(建)委員 ちょっといいですか。第8章の17条の市民活動なのですが、主語が「市民は」で「市民」になっておりますけれども、最終的には「理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとします」。これ主語は「市民」ではなくて本当は「市は」になるのではないですか。

議 長 これは前回議論になった点でして、第14条の「協働の推進」のほうで、行政の市が協働を推進するための措置を講じる。第17条は、市民のほうで積極的にどんどん市民活動に参加をしたり、守り育てましようと、両面からいっていると解釈します。

佐藤(建)委員　　これは、市民会議のほうでは、3者だったのです。「市民」と「市議会」と「市は」と3者は主語になっていたのです。

議 長　　そうすると、逆に14条も17条も一緒にしてしまうという話になるわけですし、ここは、議会は除いて市と市民の両方で、市のほうが協働を推進する、市民のほうは市民活動について参加したり、或いは支援したりするということです。

村井地域振興部長　　ここは、地域での説明会の中でも同じようなご質問がありました。その度に、実は14条ですと説明するのですけれども、これを読んでいくとどうしても、17条で市民だけがとなってしまうのです。

議 長　　市民の責務規定に入れても良いですね。確かに市民活動というと、通常は市が市民活動を支援するといった規定になります。そうすると14条とダブってしまいます。

村井地域振興部長　　ですから、「市民は」は絶対外すことができないと思います。

議 長　　確かに「市民は」となると、今おっしゃったように、説明会でもあったし今も出たような、こういう規定はどうだろうか。「市民は」だけなのかという。ただし、率直に考えると、今言った市民の責務のほうに入れ込んで良いかもしれないですね。

丸山委員　　コミュニティを形成しているのは市民ですから、このままで良いような気がします。そのコミュニティを市は支援しなさい、自主性を尊重しなさいというのが第14条ですよ。少しは市民も頑張ろうよというのがあっても良いという気がします。

村井地域振興部長　　第16条も「市民は」です。

議 長　　第14条の「協働の推進」というのは、NPOや地域のコミュニティも含むわけですね。そういった市民の活動に対して、市は支援をしていくと。この17条の市民活動は主に、コミュニティにおける市民活動に市民は積極的に参加していきましょう、守り育てましょうということですね。或いは、それ以外のコミュニティ活動、NPOも含むのですが。

丸山委員　　ここは、義務とか責務ではなくて、こうしましょうというところだから、よろしいのではないですか、原案で。

佐藤(建)委員　　はい。

議 長　　それ以外に気づかれた点ございましたでしょうか。

(特になし)

議 長　　それでは、ほぼ7回の策定委員会と、途中パブリックコメントを挟んで、そういった市民からの大事な意見も踏まえて、ようやく策定委員会のほうの素案がまとまりましたので、これから、今リアルタイムでパソコンを打っていただいていますので、先ほどの市民参画の手続きとか開催状況も入れた最終的な答申用の素案を今打ち出してもらって、これから配布いたしますので、ちょっとお待ち下さい。

(修正後の素案を印刷し、全委員に配布)

